

勝田郡医師会様式

治癒証明書

児童名

生年月日 年 月 日

上記の児童は 月 日以来()にて加療中でしたが、
治癒したことを証明します。

令和 年 月 日

医師氏名 印

※下記伝染病の病気にかかった後の登校については、この証明書を病院に持参して、
必ず医師の診断証明を受けてからにしてください。

※学校保健安全法施行規則で決められた伝染性のある病気にかかったときは、登校
を停止しなければいけません。

病名	登校停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん(はしか)	発疹に伴う発熱が、解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消えた後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157含む)	完全に治るまで。 ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症状により伝染のおそれがないと認めたときはこの限りではない
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
その他の伝染病	
その他()	医師の指示による

※法定伝染病については、伝染病予防法などによって定められた期間、休校して下さい。

次については治癒証明書は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従ってください。

◎受診結果については速やかに学校へ連絡して下さい。

溶連菌感染症	ウィルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑	ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	頭ジラミ	水いぼ	とびひ

奈義小学校

